

岡山県災害時動物対応要綱

I 趣旨

この要綱は、岡山県動物愛護管理推進計画に基づき、動物による人への危害防止及び動物愛護思想に基づく被災地の飼い主支援の観点から、震災等の緊急災害時（以下「災害時」という。）又は災害時に備え平常時に、県が行う具体的行動を示したものである。

なお、本要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法及び岡山県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく業務も含むものであり、岡山市及び倉敷市域において全てが適用されるものではない。

II 平常時の対応

1 飼い主への周知

動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めることは、飼い主の責務であることから、災害時に備え、飼養している動物が逸走しないよう確実につなぐ等するとともに、犬の鑑札及び注射済票、迷子札等の装着、ペットフードの備蓄、避難所での飼養を想定したケージ飼い訓練等の防災準備に努めるよう飼い主に広く周知する。

2 各市町村への要請

市町村は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第一次的責任者であることから、飼い主への防災準備の周知や動物の同行避難を想定した避難所の受け入れ体制の整備等について要請する。

3 特定動物飼養施設への指導

災害時においても特定動物が確実に管理できるよう、飼養施設の保守点検や災害時対応マニュアルの事前準備等を指導するとともに、飼養者の緊急連絡先を把握しておく。

4 動物取扱業者への指導

災害時における飼養動物の管理について、避難場所の確保等災害時対応マニュアルの事前準備等を指導するとともに、業者の緊急連絡先を把握しておく。

5 関係団体等との連携

災害時に円滑に動物救護活動ができるよう、平常時から関係団体等と情報交換を行い、相互の連携強化に努める。

III 災害時の対応

1 岡山県動物救護本部（以下「救護本部」という。）

(1) 救護本部の設置

地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合において、被災地における動物等への対応が必要な場合、県は、救護本部を設置する。

(2) 現地対策チームの設置

救護本部の活動を円滑に実施するため、必要に応じて現地対策チームを設置する。

2 県の活動内容

(1) 被災地の情報収集等

被災地の情報を収集・分析するとともに、関係機関へ情報を提供する。

(2) 関係機関への協力要請

被災地の状況に応じて、一般財団法人ペット災害対策推進協会への支援要請を行うなど、必要に応じて関係団体等に救護活動等への協力要請を行う。

(3) 人への危害防止対策

県動物愛護センターは、動物による人への危害防止の観点から、状況に応じて被災地での逸走犬の収容を行うとともに、特定動物等の飼養者に対して緊急の連絡を行う。

(4) 負傷動物の収容

県動物愛護センターは、通報に基づき、道路、公園、広場、その他の公共の場所における所有者不明の負傷動物の収容及び治療等に努める。

(5) 災害時の動物救護活動に関する協定を締結している団体（以下「協定団体」という。）との連携

協定団体間の連携を図り、その活動を支援する。

(6) 物資等の配分

資材及び支援物資等の配分に努める。

3 協定団体

協定団体は、協定書に基づき、被災動物の治療や避難所等での動物の飼い主相談等の活動を行う。

4 災害の終息

(1) 救護本部の活動停止と解散

災害が終息し、救護本部の活動を継続する必要がないと認められる場合は、その活動を停止し解散する。

(2) 被災者等に対する周知

救護本部の解散後においても、関係団体等において継続して実施される業務については、その旨を被災者等へ周知するものとする。